

# 箕面市住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員合議

平成19年3月30日(金)午前10時～

箕面市役所 本庁舎3階 委員会室

## 1. 検討結果の報告

## 2. その他

### (参考資料)

- ・ 平成19年 2月22日(木)合議の議事録修正版
- ・ 平成19年 3月 7日(水)合議の議事録
- ・ 箕面市の住民基本台帳ネットワークシステムにおける住民票コードの削除について

## 住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員合議

1. 日時 平成19年3月7日(木) 午前10時00分~12時20分
2. 場所 箕面市役所 本館2階 特別会議室
3. 出席者 専門員 : 江澤義典、園田 寿、黒田 充、秋田仁志  
市民部 : 埋橋部長、谷口次長、高橋課長、射場担当主査、村田担当主査、  
齊藤主査  
総務部 : 井上部長、能勢次長、笹川課長、坂本課長  
市長公室 : 合志課長補佐

### 4. 議題

#### (1) 資料説明等

- ・江澤座長が前回以降の動きを説明
  - 1) 3月2日: 現住民記録システム業者とヒアリング
- ・事務局より配布資料を説明

(○: 専門員、●: 事務局)

#### 1. 国立市への視察の報告

○国立市の住基ネットは、平成14年8月5日に接続し同年12月26日に切断している。主な質問項目は、一度接続しておきながら改めて切断した理由とその経緯についてだ。主に、(1)切断後、行政事務にどんな支障があるか?(2)他の自治体との関係は?(3)現況届等の事務でどの様な確認方法を執っているのか?を確認した。

- (1) 転入転出については、以前の方法を執っているが、全く支障はない。
- (2) 他の自治体向けに案内チラシを作成し、円滑に転出事務ができるよう対応している。
- (3) 社会保険庁とは、年金現況届については、ハガキを近くの公共施設に届けてもらい、月に1度職員が回収し社会保険庁に届けている。

住基ネットで現況届の対応をするとなったが、事実は全国で20%くらいは住基ネットで

対応できていないとのこと。住民からは、税金の電子申請での苦情が多少あるが、切断による苦情はそんなに無い。東京都からは、地方自治法に基づく勧告を文書と口頭で2度受けた。また、国や東京都から、住基法第30条の5に基づき早急に繋いでほしいとの要請はあるが市の判断で行っていない。

●お知らせチラシの4行目に「通信回線は切断しているが、住民票コードは引き続き記載している」とあるが、この点について何か説明はあったか。

○住基ネット上のコード付番の意味は無くなったが、転入、転出及び出生者にはコードを付番しており、機器は今もメンテナンスしており、将来の状況も含めて柔軟に対応しているのではないか。東京都は、国立市に対していつでも復帰できるように準備しておいてほしいと願っている状況で、新たな住民登録時に付番する処理は、復帰した場合を前提としてのことであろうし、システムの面からも番号を付けないとハードに支障があったのだろう。問題は、国立市、LASDEC間で直接話し合えないことだ。システムとしては、CSは作動しており電源も落ちていないしメンテナンスも行われている。

●使わないシステムでもメンテナンスはやっていかないといけないが、その料金は？

●システムにウイルスパッチ等を行っていないが、ハードの保守点検等維持管理経費として年間300万円程度の経費がかかっている。

## 2. 業者のヒアリング結果について

○2月22日にRKKとヒアリングを行った結果、処理にかかる工数は、控訴人1人の場合200から300人日で、複数人の場合とは5人日の差、約2%の差であり、あまり差がないことが判った。現システム業者は、1人のみの作業見積もりであったが汎用機なので作業がしやすく、約100人日位で作業可能とのこと。業者の想定範囲での見積りであり、具体的な仕様は提案していない。

## 3. 控訴人の住民票コードの削除方法について

## 4. 希望しない他の市民への対応について

○あくまでも個人の考えであり、専門員全員の意見では無い。

### 1. 高裁判決に基づいて行うこと

2. 住民基本台帳から住民票コードを削除すること
3. 大阪府への通知方法について
4. 市内転居や戸籍届等に基づき住民票の記載の修正を行う場合
5. 市外転出した場合

(作成資料を全文朗読し解説)

○通知については「通信回線を通じて」とあるが、今の段階では通信回線を通じては行えないことは間違いない。大阪府には住基法に基づいて照会するが、どうしても回線を通じて行えというなら大阪府もシステムを変えてもらう必要がある、ということか。

○府の判断で、システムを変えることは可能かどうかの判断時間が必要であり、相当期間がかかると思うので、その間は文書などで行うのがよい。

○法的な根拠からの考察だが、2点ある。

- (1) 法的に住民票コードを削除するとはどういうことか、
- (2) 控訴人以外の箕面市民から削除要求があった場合に市長はどう対応すべきか

(1)は、判決主文は「住民票からコードを削除せよ」であり、問題は「CSに残っているコードをどうするのか」である。CSデータは市の管轄であり、箕面市の「個人情報保護条例第7条」の解釈に「個人情報の保管についても必要でなくなった個人情報については早急に破棄しなければならない。」とある。控訴人の住民票コードは、高裁判決によって市にとっては不要のデータとなったので、CSのデータは削除する義務がある。

また、既判力は当事者にしか及ばないから、他の住民票コード削除希望者は、判決に基づく削除はできない。住民票コードの削除を求めない住民と控訴人との関係では、削除を求めない住民はプライバシー権を放棄した住民と考えられるので、両者の間に何ら問題は生じないが、同じ箕面市民でありながら住民票コードを削除された控訴人と希望するが削除されない他の市民との間に不平等が生じ、同じ状況でありながら何ら合理的な根拠が存在せず、法の下での平等を規定した憲法第14条に違反する違憲状態が生じていることになる。憲法による平等原理とは、民主主義の基礎をなす基本的な原理であり、全ての基本的人権の総則的な意味を持つ最も重要な権利のひとつであるから、市長はこの違憲状態を是正すべき憲法上の義務が発生している。住民票コードの削除希望者にも「個人情報保護条例第15条」に基づく「削除請求」が認められるべきであり、削除請求を認めることにより違憲状態を是正することができる。

○大阪高裁が控訴人に下した判決の根拠は憲法13条であり、それに加えて住民票コードの削除を希望する他の市民についても同様の扱いをするべきとの理解でよいか。

○プライバシーを根拠にするのも可能ではあるが、吹田市、守口市が上告している関係から、最高裁の判断が「合憲」となった場合この判断は崩されることになる。現時点では、両方が根拠になるが、最高裁が合憲だとしても平等原則に反する事態が発生することには間違いないので、最高裁の判断に左右されないような根拠で削除を考えていくのがよい。

○憲法論議まで広げて検討している訳だが、住基法の中でも考えなければならない。国立市の「お知らせ」の中（裏面7行目）にもあるように、住民基本台帳法第36条の2に掲げる「市民の個人情報を守るという職責が果たせないと判断した」という行があり、同じ住基法の中で市長の職責を定めている。法律で住民票コードを通知する義務、付番する義務は定められているが、市長の自治事務であるから責任を持って施行する市長の裁量に委ねられるべきではないかと考える。

○当然控訴人は、住民票コードが削除されることによる不利益について知っていると思うが、他の希望者がそれを知っているか分からないのでその点を明らかにすべきである。まず、広域交付に問題が発生し、本人はできないことは判っているが、家族が他の市区町村で世帯全員の住民票を請求した場合に不正確な証明になってしまう。広域交付と住民票コードとの関係を考える必要があるが、自己責任で判断してもらう必要がある。

○国立市で、住民票コードが無いことが住民にどれだけのマイナスなのかを聞いたが、さほど問題はないように聞いた。広域交付の請求は、どういう状態のときに想定されるのか？

●箕面市にお住まいで、他市に勤められている方が勤務先に提出される場合などが考えられ、健康保険の扶養の関係とか児童扶養手当の関係とかが多いと思われ、若い家族が多いように思われる。

○ほかに、同一世帯でも住民票の請求を制限しているケースはあるか？

●戸籍の届出等で、既存システムに漢字がない場合、作成する期間一時的に発行停止にすることがある。

●資料で、控訴人の住民票コードは判決に基づいて削除するので判るが、住基法第30条の

5第1項及び第2項に基づく通知の説明が理解できない。改製の場合が含まれるのかどうか、この中には想定されていないような気がするのだが、どうか。

●これまであった住民票コードが無くなるということだが、住民票コードは住基ネットでのマスターキーであるので、当然住民票コードがない状態では送れないという話だと思う。資料にある方法は、一旦職権削除でデータを送り同時にコードがない住民票データを文書等で送るというそれぞれの差を見た場合のセットもの話なのか、そうではなく、一旦全て職権削除で無くし、新たに住民票コードのない住民票データを職権記載で登録しようとする話なのかを示していただきたいが、どうか。

○一番良いのは両方をCSから電気通信回線で送れることだが、その方法を大阪府が明らかにしてくれると解決するが、それまでの間はこういうやり方があるのではないかと考える。改製を前提とした職権削除をやった直後に文書を送るということで、大阪府に対しては通信回線を通して通知したいができないので、データの内容を文書で通知することを一体的に取り扱ってほしいとお願いするべきだ。単に、個人情報の変更を通知だけでは不備である。100%問題のない方法とすれば、大阪府のシステムのプログラムを変えてもらうしかなく、大阪府には全面的な協力をお願いするしかない。

○図解でいえば、①と③だけでいけるシステムならよいが、③がないので②と④の合わせ技で③の機能を果たそうとする理解でよいか。

●①でいうコードの削除は、あくまでも職権削除でやるという理解でよいか。

○③で、CSに対して職権削除したというデータを送る限りは、①のところでは改製だが、その前提として職権削除という操作はしてもらわないと仕方ないということだ。

●住民票を改製して、改製前より改製後に1項目を減らすため住民票を一旦でも削除してから記載するということが、1項目のために他のものも消して記載しマイナス1とすることは住基法に規定されていない方法で、削除ということが違法にならないか。マイナス1をするために、一旦マイナス10をしてからプラス9をする。その9の部分は、システムが対応していないからという理由で行ってよいのか？それにより、その処理を行った職員が、告発されるような怖れはないか？

○直接的な規定は無いが、超法規的な措置として合法だと考える。

●再度確認するが、この判決に基づく削除というのは住基法という改製ではなくて職権削除で間違いないか。

○法律的には改製で、手段として職権削除となる。

●法でいう改製は、現在の情報の直近のデータを書き込んで、新しいものを作ってから古いものを除票とすることから職権削除とは違う。

○③でCSに対して削除データを送るのに改製しながら送れたらよいが、そんなシステムになっていない。改製を2つの局面に分けて職権削除と文書のワンセットで送り、大阪府に納得してもらおうということだ。そのやり方が気に入らないのであれば、何か方法を提案してくれということで、大阪府にはその協力義務がある。

●大前提で職権削除があるということだが、判決に従えば、住民基本台帳上で確定させてその後CSなりの問題について検討すべきだと考える。府のデータの削除まで考えてやるのは府としては許されないことなのではないか。府の立場でいえば、市のCSを触れば自動的に実態のないデータが府に入り込むことになる。当然改善すべき事はやっていくが、削除ということを既存住基とCSを同時に行うと問題が生じるので、府には既存住基の処理を文書で通知し、最終的に削除ということになるかも知れないが、CSについてどうするかを協議しながらやっていきたいということだ。

●府が協議してくれるかの問題もあるが、先に処理を行うのには問題があるのではないかとということだ。住基ネットに関しては特に協議をやっていくべきではないかと考える。改製は削除を前提にしていないので、改製が削除と同様の処理となったら具合が悪い。

○住基の自治事務であり、市長の判断でしなければならないと思う。協力を求めているだけの話で、協力を得られないなら未来永劫何ともならない。協議をするのはよいが協議で結論を得られるまでの間放置しておくというのなら判決に反している。あくまでも、③と④を同時にやりますよと知らせないといけない。大阪府が違う方法を示してくれると良いが、黙っていたり、他に方法はないといわれたときにどうするのかということだ。その時に、仕方がないから永遠に待っているのか？ 有り得ない話で、判決がでて以上は当該者に直ちに通知しないとけない。現実問題直ちには無理だから一定期間の猶予をもうけ市長の判断で問い合わせたが、返事がなかったので一方的にやらざるを得ないということだ。

その辺の判断は箕面市にあり、ずっとほったらかしにしておくという訳ではなく、府が何もしないから市長の判断でやるということだ。

●職権削除すると戸籍法とか選挙とか住定日を起算日とする業務に影響が出てくる。改製なら途切れることなく住民であるが、職権削除すると現在繋がっている全ての情報が途切れ、全て職権で回復しなければならない。改製であれば有り得ない事態が職権削除では起こり得る。横浜市も既存住基の職権削除は行っていない。担当課としては納得がいかないし、認められない。

○だから改製だ。方法は職権削除だが同時処理により方法としては改製だ。大阪府に対しては、住民票コードのない住民票に改製したと言いきってもらいたい。

●一方では、個人情報保護条例では7条に基づいてCSのデータを消さなければならないとあるが、他方では、既存住基に過去の履歴が5年間残ってしまうが、この辺の整合性は？

○考える必要はある。

●確定判決でこうなったというのは、合理的な根拠ではないということか。

○合理的な根拠かどうかは、状況が同じであるのに理由無く削除させてくれということであって、控訴人は判決によって削除するがそれ以外は理由がないというのは問題だ。状況は同じで、どちらも削除を求めていることは同じで、尊属殺人の違憲判断と同じだ。

●民事裁判でも同じことが言えるのか？

○調べてみるが、政治的判断で行われたということだ。

●確認したいが、判決の主文に従うのか、判決の趣旨に従うのかで議論が分かれると思う。専門員の意見なら判決の趣旨に従うことになると思うが、どうか。

○主文に従っている。

●判決の主文に従うのか、判決の趣旨に従うのかが大きな分かれ道となり、合理的な根拠は存在しないといわれるが、あくまでも市長が控訴審判決を容認したそこをどう見るかにあ



る。主文を容認しているのならこんな議論にはならないし、判決趣旨を容認しているのなら話は解る。民事訴訟なので合理的な根拠が存在していることになると思う。

○民事も刑事も確定判決は当事者にしか及ばない。

●もう1点、個人情報保護条例の7条だが、確かにCSの中の個人情報を消すことは該当すると思うが、結果大阪府のデータまで消すことは既に提供した情報まで消すことに成りかねないことを言いたい。

●控訴人については確定判決が削除根拠になるが、それ以外の方は最高裁判決の結果がプライバシー侵害による差し止め請求が認められない場合、それが合理的な差別根拠とならないか。

○同じ箕面市民でありながら、住民票コードのある住民と住民票コードの無い住民が同じ箕面市民としてあるという状態が不合理だ、ということだ。

●今の状態ならそうかも知れないが、最高裁の判決が出てからも、か？あくまでも箕面市の中におけるの憲法論議で、他の市区町村へ出たら関係ないということか？

○地方自治であるから、そうだ。

●昨年12月28日に市長から3つの課題が出され、その中で高裁判決の主文については、市は控訴人の住民票コードは削除せよであって、主文を実現するため合理的な方策を検討するよう依頼されたと思うが。

○主文を中心に考えており、主文を実現するためにCSのデータを削除するが、結果として府のデータも消えてしまう。CSのデータを削除することは、市は判決主文を実現するための業務行為としてやることから、刑法第35条にいう正当な行為であり、不当な業務行為ではない。主文を実現する行為として結果消えてしまうということで、主文を中心に考えている。

●法の下での平等の話で不安になったことだが、個人情報の漏洩事件が結構あるが、行政が損害賠償の判決を受けた事件がある。原告は数人だったが、被害者は全住民だった。法の下での平等からすれば箕面市も全住民に及ぶと成るのか？

○A市の裁判所の判断は、仮にA市の住民全員が損害賠償を求めた場合、市がどこまで払えるかが問題となるが、離婚等の慰謝料が相手によって額が違ってくると同じことだ。

#### 5. 「検討結果の報告」について

○職員側から若干の質問を受けたので、その議論も含めて専門員で話し合っ3月末には報告書を出せるようにしたい。検討会はこれで終了し、報告書作成作業に入りたい。

●最後に、先程の国立市の「お知らせ」の中に住民票コードは引き続き記載している旨のことが書かれているが、住民票に住基法に基づく住民票コードの欄が設けてあるから引き続き記載しているということなのか？

○住民票コードは住基ネットシステムを使うから意味があり、記載しても意味がない。将来的に繋ぐとの含みを持たせているのではなく、あらゆる可能性を考えながら、「いつかは繋いで下さいよ」という東京都との協議の中でできることはやっておこうということかも知れない。

○職権改製のところで、CSに記録するために既存住基のデータを職権削除すると書いているが、そうしなくてもよい。住民票コードを削除するという職権修正を行えば、CSに職権削除したというコードを発生すると同時に、大阪府知事に対する文書を発送するようなシステムにすれば可能ではないかと思うので、担当者の意見を検討したい。

以上